

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業に関する年度協定書（案）
（指定管理者制度）

舞鶴市(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)とは、令和●年●月●日に、舞鶴赤れんがパーク(以下「本施設」という。)の管理及び運営に関して締結した管理等に関する基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設の管理等に関する年度協定(以下「年度協定」という。)を締結する。

(年度協定の期間)

第 1 条 この年度協定の期間は、令和●年 4 月 1 日から令和●年 3 月 31 日までとする。

(令和●年度の業務内容)

第 2 条 甲及び乙は、令和●年度の管理業務の内容は、基本協定第 5 条に定めるとおりであることを確認する。

(指定管理料)

第 3 条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に、金●,●●●円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払う。

2 乙は、次の表に定める期別ごとに、請求期日に従い、請求金額の範囲内において、書面により甲に請求するものとする。

期別	請求期日	請求金額		
		合計	赤れんが施設	外構
第 1 四半期	令和●年 4 月 1 日	●,●●●円	●,●●●円	●,●●●円
第 2 四半期	令和●年 7 月 1 日	●,●●●円	●,●●●円	●,●●●円
第 3 四半期	令和●年 10 月 1 日	●,●●●円	●,●●●円	●,●●●円
第 4 四半期	令和●年 1 月 1 日	●,●●●円	●,●●●円	●,●●●円

3 甲は、前項の書面を受理した日から起算して 30 日以内に口座振込の方法により当該請求金額に相当する指定管理料を乙に支払うものとする。

(協定の変更)

第 4 条 管理業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この年度協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第 5 条 この年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。

甲及び乙は、この年度協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年 4 月 1 日

甲 所在地
名 称
代表者

乙 所在地
名 称
代表者